

始良市事業継続支援金（第5期）に関するQ&A

Q1 対象者を教えてください。

A1 次の以下の全てを満たしている必要があります。

- ・ 令和3年7月31日以前において、始良市内で事業を営んでおり、今後も事業継続する意思がある中小企業者及び小規模企業者（個人事業者含む。）であること。
- ・ 申請者や関係者が暴力団などに関与していないこと。
- ・ 令和3年8月または9月の売上が前年または前々年同月と比べて20%以上減少していること。ただし、開業1年未満の場合は令和2年10月から令和3年7月の間でいずれか任意の1か月と比較する。

Q2 支援金の金額はいくらですか。

A2 1事業所につき「一律 10万円」です。

また、県の営業時間短縮要請の対象施設となっている飲食店と直接取引のある事業者については、「加算金 10万円」です。

Q3 申請期間はいつからいつまでですか。

A3 令和3年10月1日（金） から 同年11月30日（火） まで

※ 当日消印有効。

Q4 対象業種はありますか。

A4 「全業種」が対象となります。

ただし、宗教上の組織や政治団体などは対象外となります。

Q5 個人事業者で副業を行っているが、対象となりますか。

A5 事業行う個人であり、事業を営むことで主に世帯の生計を維持している個人事業者であれば対象となります。

主たる収入が給与・年金・不動産などである場合は対象外となります。

Q6 始良市事業継続支援金（第1弾から第4弾）の受給実績がありますが、今回も申請できますか。

A6 申請可能です。

Q7 店舗を複数有しており、市内と市外どちらも店舗をもっていますが、対象となりますか。

A7 市内に事業所を有する事業者が対象となっているため、市内に事業所がある場合は対象となります。この場合の売上台帳などについては、市内分の提出の必要があります。

Q8 市内で複数店舗を営業している場合は、店舗ごとに申請できますか。

A8 店舗ごとに申請できますので、店舗それぞれで申請が必要です。

Q9 飲食店を経営しており、県の営業時間短縮要請に応じて協力金を受給しましたが、対象となりますか。

A9 全業種が対象となっており、他の支援金を受給している場合も対象となります。ただし、他の支援金の要件を確認した上で申請をお願いします。

Q10 県の営業時間短縮要請の対象となっていない飲食店と取引がありますが、加算金の対象となりますか。

A10 加算金については、県の営業時間短縮要請や酒類の停止などにより、飲食店との通常の取引が困難となった事業者に対する加算金となっていますので、対象外となります。ただし、要件に該当する場合は一律10万円の支援金は給付可能となりますので、詳しい要件などをご確認ください。

Q11 酒類を市内飲食店に卸している飲食店取引業者です。取引のある飲食店が複数ある場合は、取引数に応じて加算金はもらえますか。

A11 取引数に応じた加算ではなく、1事業所一律10万円の加算です。
よって、支援金 10万円 + 加算金 10万円 で最大20万円が給付されます。

Q12 令和3年6月に開業しましたが対象となりますか

A12 令和3年7月31日以前に開業した事業者は対象となります。

Q13 この支援金は課税対象となりますか。

A13 本支援金は課税対象となりますので、確定申告に含める必要がありますが、該当年の収支状況によっては申告不要な場合もございますので、ご注意ください。

Q14 支援金はどのような用途に使えますか。

A14 事業を継続するための人件費、家賃など事業全般に使えます。

Q15 申請してから振込までどのくらいかかりますか。

A15 申請内容の審査、事業所への交付決定後、おおよそ3週間程度となります。ただし、申請内容に不備がある場合は、審査に時間を要しますので3週間以上かかる場合もありますので、ご注意ください。

Q16 インターネット販売を行っています。対象となりますか。

A16 店舗を持たずインターネットのみで販売する事業者は対象となりません。

Q17 窓口申請は可能ですか。

A17 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送による申請にご協力をお願いします。

Q18 インターネットなどがなく、申請を入手することができませんが、窓口でもらうことができますか。

A18 窓口準備しており、場所は以下のとおりです。

始良市役所 企画部 商工観光課

始良市加治木町本町253番地 北庁舎 3階